

# 「こども基本法」と「こども家庭庁」で どう変わる？

日時：2022年7月18日(祭月) 14:00~16:30 参加費：500円  
(研究会員無料)  
会場：福岡市中央市民センター 2F 第1会議室 ※どなたでもご参加いただけます  
(福岡市中央区赤坂2丁目5-8)

現在、開催されている通常国会において、こども家庭庁設置法と、こども基本法が成立する見通しです。

これらの法律ができることで、行政の効果的な連携が促されるとともに、子どもの権利条約の考え方が行政や市民の間により広がり、子どもにやさしいまちづくり活動が進展することが期待されます。

今回の研究会では、子どもの権利に関する日本の法制度に詳しい柳優香弁護士を講師に招き、法律の内容について説明いただき、私たちとして新しい法律をどのように活かしていくべきか、議論をします。

講師 柳 優香さん (弁護士、日弁連子どもの権利委員会人権救済小委員会委員長)

参加申込は、お名前、団体名(なければ無記入で)、住所・連絡先を、下記へメールか、電話でお知らせください。

◆主催：福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会◆

<申込み・問い合わせ先>

事務局：世話人 宮本 (080-4281-8990)

武本 (090-1196-6393)

E-mail fkykodomokenri@gmail.com

HP <https://fky-kodomo-kenri.jimdofree.com/>

<会場アクセス>

●西鉄バス

「明治通り赤坂門バス停より徒歩約5分

国体道路警固町バス停より徒歩約3分

●地下鉄空港線

「赤坂駅」2番出口を出て、赤坂西交差

点を左折(徒歩約5分)

●車

有料駐車場(数に限りがあります)

周辺に有料駐車場があります。

※尚、新型コロナウイルス感染防止のため、

熱がある場合は、ご入場をお控えください。

ご入場の際はマスク着用をお願いします。